「第4期　嘉麻市障がい者計画（素案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

■意見募集期間：令和４年１月４日（火）～令和４年２月２日（水）

■意見提出者数：２名

■意見提出件数：７件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| NO. | ご意見の内容 | 市の回答 |
| １ | （案）の中に移動支援の充実化を図るとの記載がありましたが、具体的にどのような施策を充実させるのでしょうか。当方としては、社会福祉に触れる機会が増えてきたこともあり障がいを有する方への移動支援の在り方について、現状のままで良いのかという疑念を抱えています。嘉麻市内にある福祉事業所の数や、実際に生活を営んでいる方の総数を考えると、まだまだサービスが行き渡っていないように感じます。そこで提案があります。上記のような思いに加えて、嘉麻市内における公共交通機関の不便さ、さらには地域活性化を考慮した上での嘉麻市独自の移動支援サービスを考案しては如何でしょうか？具体的に細かな部分についての提案は出来兼ねますが、基本的には嘉麻市内在住の障がいを有する方に向けた、嘉麻市内限定の移動支援提供という案です。そこに市独自の財源を充てて、まずは福祉事業所向けにサービス委託という形で提供を開始。徐々に委託先を拡充し、可能であればパートナーシップ契約を結んだ個人単位での運用を目指します。これにはポイントが２つあります。まずは個人単位での運用を目指すと言う点において、嘉麻市内在住の高齢者等時間に余裕のある人物を念頭に置いて提案しています。高齢者にとって自身が活躍できる場を得ることが出来、それによる報酬も受けとれるということで、地域活性化に繋がると思います。ここであえて賃金を発生させているのはボランティア意識ではなく、個人が責任を持って行動してもらう為にあえて契約を結ぶという意味合いもあります。次に嘉麻市内限定という点です。障がいを有する人の中には、低賃金労働でありながらもお金の用途が限られることもあり、貯蓄に余裕のある方も実在します。そこで地域経済への貢献、並びに地域との結びつきを強めることで、国が求めている地域貢献の一端を担う役割を果たせるのではないかと思っています。これに関しては、特に障がいを有する方に限定するものではなく、移動困難な高齢者等範囲を広げることも十分考えられます。高齢者を若者が支えることは大切ですが高齢者に高齢者が寄り添うと言う概念も持たなければ、地方福祉は持たないのではないかと個人的に思っています。最後に、この提案においてあえて現行の移動支援を活用せずに、なぜ独自路線を提案しているかについてですが…ぜひとも検討してもらいたい事があります。それは「支援者による車での送迎」も加味したサービス提供であって欲しいという点です。移動支援サービスに欠けている点は、地方行政の格差を考慮されていない点であり、これによって同じサービスを謳っていたとしても、都会と田舎では雲泥の差が生まれています。それは公共交通機関等の行政サービスに顕著に表れ、サービスを利用するという意欲を低下させる要因になっているのではないでしょうか。確かに上記にて述べたように、支援者側に高齢者を配置することは、昨今の自動車事故を考慮すれば一抹の不安を与える事でしょう。ですが、そこは運用する側が支援者側に対してある程度の敷居を設ける（６5歳以上は自動車教習所等での運転テストを年1回実施する等）ことで、解消される範囲であるとも考えます。いずれにせよ、移動支援がより簡易で、且つ積極的に使いたいと思われるような制度であって欲しいと言うのがこの提案の根底にありますので、最初の問いにあるような「移動支援の充実化」というざっくりとしたものではなく、具体的な案を提示して頂けると幸いです。 | 移動支援の充実化に関しては、計画素案P46に記載のとおり、今後も障がいのある人の生活の支援や、社会参加をより円滑にするための移動支援の充実を図ってまいります。頂いたご意見は、福祉事業所や個人が有償で移動支援を実施するご提案であると思います。障がい者等を有償で自家用車を用いて移動させるには、福祉有償運送の登録を行う必要があります。福祉有償運送とは、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認める場合に、NPO、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して、会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスとなっております。市では、現在、福祉有償運送についての具体的な検討はしておりませんが、在宅の重度障がい者がタクシーを利用する際のタクシー料金を助成するタクシー利用券の交付、重度障がい者（タクシーや自家用車等での移動が困難な方）の居宅医療機関等の送迎をリフト付車両等により支援する外出支援サービスを実施しております。頂いたご意見に関しては、今後の施策検討の参考とさせていただきたいと思います。 |
| **２** | **【「障がいや障がいのある人に対する正しい理解」「…理解を深めるために」「障がいの特性に応じて、（踏まえて）・・・」などの文言について】**これらの文言は「計画案」に全体的にわたって出てきます。この文言を活かすためにはそれこそ当事者だけでなく、行政（職員）・教育（教職員）・福祉事業従事者・一般企業・地域の人たちが「障がいの理解」と「障がい者の特性の理解」が必要です。バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進の中ｐ32の当事者アンケート結果にあるように「交通機関・医療福祉・行政の配慮」の向上が見られたことは好ましいことです。しかし、障がい者種別を考慮した時、知的、発達障がい児・者や精神障がい者においては「心のバリアフリー」は十分とは言えません。その原因を考えると知的、発達障がい児・者や精神障がい者は身体障がい者や視覚障がい者等と違って１．外見ではわからない２．個々人の障がい特性のちがい３．一見奇異と受け取れるような常同行動などが見受けられ、それらの障がいの理解を深化させることが困難と思われるからです。そのため当事者団体や有志が、知的発達障がいの理解のための疑似体験活動を実施しています。本市においても社会福祉法人翼会 職員有志が実践していますので、あらゆる場で活動して欲しいと願います。 | 「障がいや障がいのある人に対する正しい理解の促進に関しては、計画素案P35に記載のとおり、多様な広報と情報媒体の積極的な活用や学校教育などを通じて進めてまいります。頂いたご意見に関しては、今後の施策検討の参考とさせていただきたいと思います。 |
| **３** | **【（１）ｐ36【施策の方針】②選挙での障がいのある人に配慮した投票環境を整えます。】****【（２）ｐ37の【具体的施策】（２）選挙での投票環境の配慮　について】**投票環境の配慮はもちろんですが、もっと踏み込んだ方針を示してほしいものです。（公職選挙法などの法律の壁が存在することは理解できますが、）立候補者の演説にしろ「選挙公報」にしろ知的発達障がい児・者には大変理解でき難いものです。東京都狛江市では知的発達障がい者にわかりやすい選挙公報に取り組んでいますので、参考にしてください。 | 選挙における障害のある人への配慮に関しては、計画素案P37に記載のとおり、障がいのある方に配慮した投票所の設置や投票所の見直し、また移動式の期日前投票所の開設などにより、選挙における配慮を図ってまいります。頂いたご意見に関しては、今後の施策検討の参考とさせていただきたいと思います。 |
| **４** | **【ｐ41必要な支援につながる、きめ細かいていねいな相談支援の体制の充実（アンケートから）】**ピアカウンセリングの必要性を感じます。嘉麻市では障がい種別の相談員を任命していますが、市民への相談員制度の啓発とともに、相談員が活動しやすい環境を整備して欲しいと思います。具体的には専用のダイヤルや相談室の設置などです。 | 相談支援の体制に関しては、計画素案P45に記載のとおり、基幹相談支援センターや相談支援事業所等と連携や市職員の専門的知識の充実や適正配置などにより充実を図ってまいります。頂いたご意見に関しては、今後の施策検討の参考とさせていただきたいと思います。 |
| **５** | **【ｐ54・55　障がい者の就労や雇用について】**福岡県では知的発達障がい児・者を令和4年会計年度任用雇用で2名雇用しました。嘉麻市においても、市が率先して知的発達障がい者雇用を推進していただきたい。 | 障がい者の就労や雇用に関しては、計画素案P54、Ｐ55に記載のとおり、総合的な相談機能の充実、雇用・就労機会の拡充、福祉的就労の場の充実などにより、充実を図ってまいります。 |
| **６** | **【ｐ59・60　災害時等に関して　避難行動要支援者対策】**『市町村の「個別避難計画」の作成』を1歩進めて「サービス等利用計画」や「個別支援計画」に組み込んではどうでしょうか。毎年のように発生する大規模自然災害、いつどこで起こってもおかしくない現状です。要支援の申請の有無に関わらず、避難計画は当然必要だと考えます。 | 災害時等に関しては、計画素案P59、Ｐ60に記載のとおり、災害時の避難行動支援体制の充実や災害時の多様な情報伝達の実施などにより、災害時における取り組みを進めていきます。頂いたご意見に関しては、今後の施策検討の参考とさせていただきたいと思います。 |
| **７** | **【ｐ63.64　就学前から就学　進路　等に関して】**（1）嘉麻市特別支援学校に高等部の設置を　本紙の療育手帳所持者は18歳未満でわずかながらも増えています。県全体でもそれが言えます。地域とのつながりを大切にするなら、高等部の設置に尽力をお願いします。（2）切れ目ない支援体制の整備充実乳幼児期から学校卒業後まで切れ目のない特別な支援が必要な幼児、児童生徒に対する、教育・福祉等の関係機関が連携した、切れ目のない支援体制整備の推進を求めます。「個別の教育支援計画」の作成が義務化され、個別の指導計画に反映されるようになれば、児童生徒一人ひとりの特性・発達に応じた個別の教育支援計画が充実するものと大いに期待しております。そのためにも、個別の指導計画、個別の教育指導計画が本人・保護者の意思や意見、希望などを反映した形で正しく作成され、十分に活用されるよう教育現場への周知指導を徹底してください。児童生徒については、福祉に係る主たる根拠法が児童福祉法になり、支援の主体が区市町村となりました。個別の指導計画を作成する際には、家庭状況も含めたアセスメントを行い、児童生徒に必要な支援を「地域全体で整備していく」という、平成３０年の「平成３０年文部科学省令第２７号」により学校教育法施行規則を改正してスタートした、いわゆる「トライアングル・プロジェクト」の考え方に基づくことが重要であることを繰り返し強調してください。（3）学校における医療的ケア実施体制の構築計画案には、医療ケア児童生徒が就学していないように見受けられます。しかし、就学の有無に関わらず、その体制の構築は重要だと考えます。また、昨年６月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立したことも踏まえると、看護師の配置などが必要になります。（4）発達障害に関する指導担当教員専門性の充実発達障がいのある児童生徒は確実に増加しています。改正された発達障害者支援法における教育分野の各規定も踏まえ、一人ひとりのニーズに合った教育指導を実現するため、通常学級に在籍する配慮を必要とする児童生徒についても個別の指導計画及び個別の教育指導計画の作成ができるようにするため、すべての教職員が特別支援教育に携わる意識を持ち専門性をたかめられるよう、研修を充実してください | 就学前から就学期、進路等に関しては、計画素案P63、Ｐ64に記載のとおり、相談支援体制の充実や学校教育の充実、進路指導の充実などの取組みを進めていきます。頂いたご意見に関しては、今後の施策検討の参考とさせていただきたいと思います。 |